

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☐ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること 用地調査等共通仕様書第 2 条に 定める「主任技術者」を「管理技 術者」と読み替え適用する。	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

土木工事に係る設計・調査等業務委託における 管理技術者及び照査技術者等の資格要件

別紙 2

1. 管理技術者、照査技術者の資格要件

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☐ 設計業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等―業務)は別紙3による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)*の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。 ※ 国土交通省登録技術者資格となっている分野以外 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】 ①学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者 ②学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者 【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等 【建設コンサルタント等業務従事年数】 建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。	管理技術者資格と同等で、兼任はできない。
☐ 測量業務	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 48 条に規定する測量士	管理技術者資格と同等で、兼任はできない。

業務の種類	管理技術者	照査技術者
□ 地質・土質調査業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質)]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は別紙3による]、RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、地質・土質調査業務共通仕様書第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】 ①学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 15 年以上の実務経験を有する者 ②学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者 ③その他の者にあつては、地質・土質調査業務に 25 年以上の実務経験を有する者 【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等 【地質・土質調査業務従事年数】 地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。	管理技術者資格と同等で、兼任はできない。



用地調査等
業務

補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号)第 3 条第 1 号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任者又はこれらの者と同様の知識及び能力を有する者
(用地調査等共通仕様書第 2 条に定める「主任技術者」を「管理技術者」と読み替えて適用する。)

【同様の知識及び能力を有する者とは】

- ①用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
- ②主たる補償業務に関する補償業務管理士(一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者)
- ③一般社団法人山口県補償研究協会の正会員(会員台帳(部門別業務)に登録されている者をいう。)で補償業務の管理をつかさどる者
- ④補償業務全般に関し 20 年以上の実務経験を有する者

【主たる補償業務とは】

①土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

②土地評価部門

- ・土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- ・残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

③物件部門

- ・木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- ・木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

④機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

⑤営業補償・特殊補償部門

- ・営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- ・漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

⑥事業損失部門

事業損失(注)に関する調査及び費用負担の算定業務

(注)事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。

⑦補償関連部門

- ・意向調査(注1)、生活再建調査(注2)その他これらに関する調査業務
- ・補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- ・事業認定申請図書等の作成(注3)業務

(注1)意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

(注2)生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建

	のための措置に関する調査をいう。 (注3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。 ⑧総合補償部門 ・公共用地取得計画図書の作成業務 ・公共用地取得に関する工程管理業務 ・補償に関する相談業務 ・関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ・公共用地交渉業務(注) (注)公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。	
--	---	--

2. 担当技術者・管理技術者・照査技術者の資格要件

業務の種類	担当技術者	管理技術者	照査技術者
☐ 積算技術業務	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級技術者 ・土木学会一級技術者 ・1 級土木施工管理技士 ・2 級土木施工管理技士 ・RCCM(土木関係部門)又は同等の資格を有する者	・技術士(総合技術監理部門－建設) ・技術士(建設部門) ・土木学会上級技術者 ・土木学会一級技術者 ・1 級土木施工管理技士	
☐ 工事監督支援業務	・公共工事発注者支援技術者 I 種・II 種又は発注者が同等と認める者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を 10 年以上有する者 ・同種及び類似業務における 1 件以上の経験を有する者	・RCCM (土木関係部門) 又は同等の資格を有する者 ・公共工事発注者支援技術者 I 種・II 種又は発注者が同等と認める者	